

II-4 障害者の人権問題

1 目的

障害のある人が暮らしやすいまちは、誰もが暮らしやすいまちです。障害には様々な種別がありますが、活動やふれあいを通じて「ちがい」をいかしたり、「ちがい」を認め合って共に生きていくことが大切です。ここでは、障害のある人との今までの出会いや経験を語り合い、誰もが暮らしやすい地域にするためにできることを考えましょう。

2 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	<p>1 イラストを見て、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。</p> <p>2 資料①を参考にして、まず発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等）について、知っていることがあれば話し合ってみましょう。</p> <p>★視点1 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害のことをいいます。通常低年齢で症状が現れます。決して、育て方や家庭環境によって引き起こされるものではありません。</p>
II	<ul style="list-style-type: none"> • 資料②を参考にして、障害のある人とこれまでに体験した話を率直に出し合って、障害者に対する理解を深めましょう。 <p>★視点2 障害には、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、知的障害、精神障害、発達障害などがあり、それぞれの障害を正しく理解することが大切です。障害には、病気や事故による外傷、加齢など後天的なものもあり、他人ごとではなく自分自身の問題として考えることが大切です。</p>
III	<p>1 障害のある人が暮らしやすいまちづくりのために地域でできることを話し合いましょう。</p> <p>★視点3 障害者虐待などが疑われる場合は、行政機関に連絡するように伝えます。また、介護や子育て等に悩んでいると感じた場合は、相談窓口を紹介します。</p> <p>2 資料③を参考にして、身近な地域でバリアフリーやユニバーサルデザインがどのようにいかされているか話し合ってみましょう。</p> <p>★視点4 バリアフリーは、すでにある障壁（バリア）を取り除くことです。これに対して、ユニバーサルデザインは、はじめから全ての人が利用しやすい施設や製品等をデザインするという考え方です。</p>

3 資料 発達障害者の理解と支援のために「知ってほしいな発達障害のこと」（滋賀県障害福祉課）より

〈具体的な特徴とサポートのポイント〉 下記の特徴があっても必ずしも発達障害にあたるとは限りません。

	自閉症	学習障害（LD）	注意欠陥多動性障害（ADHD）
具体的な特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○視線が合わない。 ○特定の音や刺激が苦手。 ○仲間づくりが苦手。 ○言葉の表現や理解に遅れがある。 ○急な予定や場面の変更が苦手。 ○同じことを繰り返す。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○言葉による指示や注意が理解できない。 ○相手に伝わるように話すことができない。 ○文字や行をとばして読んてしまう。 ○形の似た、異なる文字を書いたり、枠の中に文字を書くことができない。 ○その場の状況に臨機応変に対応することができない。など 	<ul style="list-style-type: none"> ○じっとしていることができず、すぐに席を離れてしまう。 ○衝動的に思ったことを行動に移してしまう。 ○注意が続かず落ち着かない。 ○約束したことや決められたことが守れない。 <p>など</p>
サポートのポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○話しかけるときは短く具体的に。 ○写真や絵、文字、具体的な物などを使って伝える。 ○予定や予定の変更は事前に伝えておく。 ○音や視覚的な刺激に配慮した環境を整える。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○伝えるときは視覚的な情報を付け加える。 ○注意が向くように確認しながら話す。 ○読む部分に注意しやすいようにラインやカバーを活用する。 ○自分の話したいことをまとめる時間を作る。 ○書き込むマス目を大きくする。 ○計算式を具体的なものを使って表し、イメージしやすくする。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○それぞれ子の持続力に合わせて課題を設定し、やりとげることで達成感が持てるようにする。 ○時間の経過やルール、約束などを常に確認できるような場所に示す。 ○周囲の刺激が多い場所（窓際や廊下側など）をさけて集中しやすい環境を整える。など

4 より深く学ぶために（資料）

リーフレット「障害者への虐待を防ぐために」～障害者虐待防止法について～
 （滋賀県障害者権利擁護センター）